

第 87 類

鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

- 1 この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。
- 2 この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作った車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。

第 87.01 項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）は、トラクターとともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属する。
- 3 運転室を有する原動機付きシャシは、第 87.02 項から第 87.04 項までに属するものとし、第 87.06 項には属しない。
- 4 第 87.12 項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第 95.03 項に属する。

総 説

この類には、16 部のある種の移動式の機械を除くほか、次の車両を含む（87.01 項、87.05 項及び 87.16 項の解説参照）。

- (1) トラクター（87.01）
- (2) 人員の輸送用に設計した自動車（87.02 又は 87.03）、貨物自動車（87.04）又は特殊用途自動車（87.05）
- (3) 自走式作業トラック（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター（87.09）
- (4) 装甲車両（自走式のものに限る。）（87.10）
- (5) モーターサイクル及びサイドカー並びに自転車及び身体障害者用又は病人用の車両（原動機を有するか有しないかを問わない。）（87.11 から 87.13 まで）
- (6) 乳母車（87.15）
- (7) トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）

（例えば、他の車両によりけん引され、人手により押したり引いたりされ又は動物により引かれる車両）（87.16）

この類には、また、陸上走行用又は陸上と一部の水面上（沼地等）との両方を走行するように設計した空気クッションビークルを含む（第 17 部の注 5 参照）。

自動車の所属の決定に際し、全ての部品を組み立てて完成した自動車とした後に行われる作業（車体番号の固定、ブレーキシステムの充填及びブレーキからのエア抜き、ステアリングブースターシステム（パワーステアリング）、冷却システム及び調整システムの充填、ヘッドライトの調整、車輪配置（アライメント）の調整、ブレーキの調整等）は何ら影響を及ぼさない。このこと

は、通則 2 (a) を適用した場合においても同様である。

未完成の車両は、組み立ててあるかないかを問わず、それが完成した車両としての重要な特性を有する場合に限り、完成した車両としてその所属を決定する（通則 2 (a) 参照）。例えば、次のような物品がある。

- (A) 車輪又はタイヤ及び蓄電池を装備していない自動車
- (B) 原動機又は内部の備品を取り付けてない自動車
- (C) サドル及びタイヤを有しない自転車

この類には、17 部の注の規定に従うことを条件として、この類に属する車両に専ら又は主として使用する部分品及び附属品を含む（17 部の総説参照）。

*

* *

水陸両用自動車はこの類の自動車に属するが、道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機（88.02）に属する。

この類には、次の物品を含まない。

- (a) 車両及びその部分品で、実物説明用のみに適する断面模型（90.23）
- (b) 車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。）及び幼児用車（幼児用二輪自転車を除く。）（95.03）
- (c) ボブスレー、トボガンその他これらに類する冬季運動用具（95.06）
- (d) 回転木馬用車両その他の興行用設備で使用する車両（95.08）

87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）

8701.10—一軸トラクター

8701.20—セミトレーラー用の道路走行用トラクター

8701.30—無限軌道式トラクター

—その他のもの

8701.91—エンジン出力が 18 キロワット以下のもの

8701.92—エンジン出力が 18 キロワットを超え 37 キロワット以下のもの

8701.93—エンジン出力が 37 キロワットを超え 75 キロワット以下のもの

8701.94—エンジン出力が 75 キロワットを超え 130 キロワット以下のもの

8701.95—エンジン出力が 130 キロワットを超えるもの

この項においてトラクターとは、本来、他の車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作った車輪式又は無限軌道式の車両をいう。トラクターには、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するもの又は補助機能としての作業機器を取り付けるための装置を有するものがある。

この項には、持上げ、掘削、地ならし等の機能を遂行する機械の不可分の一部を構成するため

に、特に設計し、製作し又は補強した走行部（当該機能を遂行するためにけん引又は推進に使用するものを含む。）を含まない。

この項には、各種のトラクター（87.09 項に属する鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターを除く。）を含む。例えば、農業用、林業用又は道路走行用のトラクター、土木建設用の重作業をするトラクター、ウインチトラクター等である。また、これらの推進方式（ピストン式内燃機関、電動機等）のいかんを問わない。この項には、また、レール及び道路のいずれにおいても使用することができるトラクターを含むが、レールに専ら使用するよう設計したものを含まない。

この項のトラクターは、客室（車体）を取り付けられ、又は乗務員用の座席若しくは運転台を有することがある。これらは、工具箱、農業用の器具を上げ下ろしする附属装置、トレーラー又はセミトレーラーとの連結装置（例えば、メカニカルホースその他これに類するけん引装置）又は脱穀機、丸のこぎり等の機械を駆動するための動力取出し装置を備えてある。

トラクターのシャシには、車輪、無限軌道又は車輪及び無限軌道の組合せを取り付ける。車輪と無限軌道の組合せの場合には、前輪の操舵軸のみに車輪を取り付ける。

この項には、一軸トラクターを含む。これは、小型の農業用トラクターで1本の駆動軸を有し、一輪又は二輪で走行する。この小型のトラクターは、通常のトラクターと同様に、はん用性の動力取出し装置によって作動する交換式器具を取り付けて使用できるように設計されている。このトラクターには、通常、運転席はなく、操縦は2本の取手により行う。ただし、ある種のものは、一輪式又は二輪式の運転席の付いた接続車両を有するものがある。

これに類似する一軸トラクターは、また、工業用にも使用される。

この項には、ウインチを取り付けたトラクターを含む（例えば、落ち込んだ車を引き上げ、木の根を掘り起こし、木を運び出し又は農業用の器具を遠方からけん引するために使用する。）。

この項には、更にストラッドル型トラクター（スティルトトラクター）を含む。これは、例えば、ぶどう畑及び植林地において使用する。

*

* *

この項には、クレーン、持上げ用の滑車装置、ウインチ等を取り付けた救難車を含まない(87.05)。

他の機械を取り付けたトラクター

交換式機器（例えば、プラウ、ハロー、ホー等）としてトラクターに取り付けるように設計した農業用機械は、たとえ提示の際にトラクターに取り付けてあっても、それぞれ該当する項に属することに注意しなければならない。この場合、トラクターは分離してこの項に属する。

同様に、トラクターが、本来、他の車両又は貨物をけん引し又は押すために設計してあり、かつ、農業用トラクターと同じく作業機器の操作（上げ下ろし等）を行う簡単な装置を備えている場合でも、トラクターと工業用の作業機器はそれぞれ分離してその所属を決定する。この場合、交換式の作業機器は、たとえトラクターとともに提示された場合でも（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）、それぞれ該当する項に属するものとし、他方、操作装置の付いたトラクターはこの項に属する。セミトレーラーを連結した貨物自動車、セミトレーラーを連結した

トラクター及び 84 類の作業機械をセミトレーラーの場合と同じ方式で連結した重作業用トラクターについても、けん引部はこの項に属し、他方、セミトレーラー及び作業機械は、それぞれ該当する項に属する。

一方この項には、例えば、84.25 項、84.26 項、84.29 項、84.30 項及び 84.32 項に記載した機械の走行部で、走行部、制御装置、作業機器及びその作動装置が互いに結合して構造的に一体の機械を構成するように特に設計したものを含まない。その例として、ローダー、ブルドーザー、自走式プラウ等がある。

荷扱い用、掘削用等に設計した機械の不可分の一部を構成する走行部は、一般にその特殊な構造上の特徴（形状、シャシ及び移動の手段）によって、この項のトラクターと区別することができる。

トラクター型の走行部については、完成品の構造及びけん引又は押すこと以外の機能のために特に設計してある装置に本質的に関連のある各種の技術的特徴を考慮しなければならない。例えば、この項に属しない走行部には、作業機械を作動させる装置を支持するために車台のフレームの一部となっているか又はフレームに通常溶接により取り付けられている頑丈な構成要素（支持用のブロック、プレート、ビーム及び旋回式クレーンの架台）を結合してある。更に、このような走行部は、次のような特徴的な部分品のいくつかを備えている。作業機器の作動用の油圧系統を内蔵する動力装置、特殊なギヤボックス（例えば、逆転時の最高速度が正転時の最高速度より遅くないようなもの）、油圧クラッチ、トルクコンバーター、バランス用のおもり、走行部の安定度を増すための長い無限軌道、後部エンジン用の特殊なフレーム等

*

* *

号の解説

8701.10

87.01 項の解説の該当箇所を参照すること。

8701.20

この号において「道路走行用トラクター」とは、セミトレーラーを長距離けん引するよう設計された車両をいう。道路走行用トラクターとセミトレーラーは、例えば、「トレーラートラック (articulated lorries)」、「トラクタ・トレーラー (tractor-trailers)」等の様々な名称で知られる連結車両を形成する。これらの車両は、通常ディーゼルエンジンを有し、トレーラーを満載にした状態で、道路網（大通りや高速道路を含む一般道路）を、都市部での走行速度を超える速度で走行できる。このような車両は、運転手及び乗員用の閉じた運転室（睡眠設備を有することもある。）、ヘッドランプ及び国内的に承認された寸法を有し、異なる機能を有するセミトレーラーをすばやく付け替えられるよう、通常、第五輪を装備する。

セミトレーラーを短距離けん引する類似の車両は、この号には含まない（通常 8701.91 号から 8701.95 号まで）。

8701.30

この号には、車輪及び無限軌道の組合せを取り付けたトラクターを含む。

8701.91 から 8701.95 まで

この号には、セミトレーラーを短距離けん引する車両を含む。このタイプの車両は、例えば、「ターミナルトラクター (terminal tractors)」、「ポートトラクター (port tractors)」等の様々な名称で知られ、所定の範囲内においてトレーラーを配置し又は往復させるために使用される。これらは、8701.20号の道路走行用トラクターのような道路上での長距離のけん引には適さない。これらは、通常、最高速度が時速50kmを超えないディーゼルエンジンを搭載し、また、一般的に、運転手用の小さい単座席の運転室を有する点で、道路走行用トラクターとは区別できる。

87.02 10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車

8702.10—ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの

8702.20—駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの

8702.30—駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの

8702.40—駆動原動機として電動機のみを搭載したもの

8702.90—その他のもの

この項には、10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用として設計した自動車を含む。

この項には、原動機付きバス、客車、トロリーバス及びジャイロバスを含む。

この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたもの等）を有する。

ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたものを有する車両は、「ハイブリッド電気自動車 (HEV)」として知られている。機械的に駆動するために、これらの車両は消費燃料及び電力貯蔵装置（例えば、蓄電池、コンデンサー、はずみ車又は発電機）の両方から動力を引き出す。ハイブリッド電気自動車 (HEV) には、各種のものがあり、パワートレインの構成（パラレルハイブリッド、シリーズハイブリッド、パワースプリット又はシリーズパラレルハイブリッド）とハイブリッド化の程度（フルハイブリッド、マイルドハイブリッド及びプラグインハイブリッド）により区別される。

電気自動車は、電動機又は蓄電池から動力を供給される原動機により駆動する。

トロリーバスは架線から電流を得る。また、ジャイロバスは、運動エネルギーを高速回転するはずみ車に貯蔵して、その運動エネルギーにより発電機を駆動して電流を発生させ、その電流を原動機に供給することにより作動する。

この項には、原動機付き車両で原動機を変えることなしに車輪及び操舵装置を変えることにより簡単に気動車になるものも含む。

87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第87.02項のものを除く。）

8703. 10ー雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）
8703. 21ーシリンダー容積が 1,000 立方センチメートル以下のもの
8703. 22ーシリンダー容積が 1,000 立方センチメートルを超え 1,500 立方センチメートル以下のもの
8703. 23ーシリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 3,000 立方センチメートル以下のもの
8703. 24ーシリンダー容積が 3,000 立方センチメートルを超えるもの
ーその他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）
8703. 31ーシリンダー容積が 1,500 立方センチメートル以下のもの
8703. 32ーシリンダー容積が 1,500 立方センチメートルを超え 2,500 立方センチメートル以下のもの
8703. 33ーシリンダー容積が 2,500 立方センチメートルを超えるもの
8703. 40ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
8703. 50ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
8703. 60ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
8703. 70ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
8703. 80ーその他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）
8703. 90ーその他のもの

この項には、人員の輸送用に設計した各種の自動車（水陸両用自動車を含む。）を含む。ただし、87.02 項の自動車を含まない。この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、ガスタービン、ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたもの等）を有する。

この項の車両には、次の物品を含む。

- (1) 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
 - (a) 雪上走行用に特に設計した車両（例えば、スノーモービル）
 - (b) ゴルフカーその他これに類する車両
- (2) その他の車両

- (a) 乗用自動車（例えば、リムジン、タクシー、スポーツカー及びレーシングカー）
- (b) 救急車、囚人護送車及び霊柩車等の特殊運搬車
- (c) 移動住宅車（キャンピングカー等）：人員を輸送し、かつ、居住のための特別な設備（睡眠用、料理用、洗面用等の設備）を有する車両
- (d) 自動車型のかじ取り機構（例えば、アッカーマン原理に基づくもの）を持つ、チューブ製シャシの4輪自動車

この項において、ステーションワゴンとは、最大座席数（運転手を含む。）が9人で、その内部設備は、人員及び貨物の両者の運搬のためにその構造を変更することなく使用することができる車両をいう。

この項に分類される種類の自動車は、その自動車が主として貨物の輸送用よりも、むしろ人員の輸送用として設計されたということを示す特徴により決定される（87.04項参照）。特に、通常、総車両重量が5トン未満の車で、運転手及び乗員用の席の区画並びに人員及び貨物の両者の輸送用に使用されうる区画からなる、1囲いの内部空間がある自動車の分類決定の際に、これらの特徴は有用である。このカテゴリーに含まれる自動車は、通常「多目的車」（例えば、バンタイプの自動車、スポーツユーティリティ車、ある種のピックアップタイプの自動車）として知られているものである。以下の特徴は、この項に分類される自動車に一般的に適用されるデザインの特性を示している。

- (a) それぞれの人員用に安全装置（例えば、安全ベルト又は安全ベルトを装着するためのアンカーポイントや取り付け具）のついた常設のシートを有し、又は運転席と助手席の後ろに座席と安全装置を装着するための常設のアンカーポイントを有する（そのような座席は、取り付けてあるもの、折り畳んであるもの、アンカーポイントから取り外せるもの、又は折り畳めるものである）こと。
- (b) 2枚のサイドパネルに沿ってリアウィンドウを有すること。
- (c) サイドパネル若しくは後部に、窓付きのスライディング式ドア、スウィングアウト式ドア、跳ね上げ式ドアを有すること。
- (d) 運転席及び助手席用の区画と乗員と貨物の両者の輸送用である後部区画の間に、常設パネル若しくは仕切りがないこと。
- (e) 自動車内全体に乗員用に施された内部装備（例えば、フロアカーペット、換気装置、室内灯、灰皿）を有すること。

この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。

—モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。

—T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある1本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。

上記の特性を有する三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは87.04項に属する。

この項の車両には、車輪式のものと無限軌道式のものがある。

ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたものを有する車両は、「ハイブリッド電気自動車 (HEV)」として知られている。機械的に駆動するために、これらの車両は消費燃料及び電力貯蔵装置 (例えば、蓄電池、コンデンサー、はずみ車又は発電機) の両方から動力を引き出す。ハイブリッド電気自動車 (HEV) には各種のものがあり、パワートレインの構成 (パラレルハイブリッド、シリーズハイブリッド、パワースプリット又はシリーズパラレルハイブリッド) とハイブリッド化の程度 (フルハイブリッド、マイルドハイブリッド及びプラグインハイブリッド) により区別される。

プラグインハイブリッド電気自動車 (PHEV) は、電源コンセントやチャージングステーション (充電設備) に接続することで蓄電池を充電することができる車両である。

蓄電池から電力を供給される一以上の電動機により駆動する車両は、「電気自動車 (EV)」として知られる。

興行用設備用の特殊車両 (例えば、バンパーカー) は 95.08 項に属する。

87.04 貨物自動車

8704.10—ダンプカー (不整地走行用に設計したものに限る。)

—その他のもの (ピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) を搭載したものに限る。)

8704.21—車両総重量が 5 トン以下のもの

8704.22—車両総重量が 5 トンを超え 20 トン以下のもの

8704.23—車両総重量が 20 トンを超えるもの

—その他のもの (ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。)

8704.31—車両総重量が 5 トン以下のもの

8704.32—車両総重量が 5 トンを超えるもの

8704.90—その他のもの

この項には、特に、次の物品を含む。

通常の貨物自動車 (荷台の平らなもの、ターポリンの覆いを有するもの、密閉できるもの等)、各種の配達用貨物自動車、引越し用荷物運搬車、自動荷卸装置付き貨物自動車 (荷台傾斜装置付きのもの等)、タンク車 (ポンプを取り付けてあるかないかを問わない)、冷蔵車、冷凍車、断熱車、ガラス瓶に入れた酸又はボタン用シリンダー等の輸送用に多段床になっている貨物自動車、持ち上げ用又は掘削用の機械、タンク、トランスフォーマー等の輸送のために積込み用の傾斜路を有する床の下がった重量貨物運搬車、生コンクリートの運搬用に特に作った貨物自動車 (87.05 項のコンクリートミキサー車を除く。) 及び廃品回収車 (積込み用、圧縮用、荷卸し用等の装置を取り付けてあるかないかを問わない。)

この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。

—モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の

自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。

— T型のシャシ上に装備され、2個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある1本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。

上記の特性を有する三輪車両のうち、人員の輸送用に設計されたものは87.03項に属する。

この項に分類される種類の自動車は、その自動車が主として人員の輸送用よりも、むしろ貨物の輸送用として設計されたということを示す特徴により決定される（87.03項参照）。特に、通常総車両重量が5トン未満の車で、通常は、貨物の輸送に用いられる独立の閉じた後部区画か若しくはオープンスペースを有しており、そこには安全ベルト、アンカーポイント、若しくは乗員用設備を有していず、貨物輸送のため後部スペースを全て使用できるように、側面に対し平たく折り畳まれるベンチタイプの座席を有する場合もあるような自動車の分類決定の際に、これらの特徴は有用である。このカテゴリーに含まれる自動車は、通常「多目的車」（例えば、バンタイプの自動車、ピックアップタイプの自動車、ある種のスポーツユーティリティ車）として知られているものである。以下の特徴は、この項に分類される自動車に一般的に適用されるデザインの特性を示している。

- (a) 運転席と助手席の区画の後ろの区画に、安全装置（例えば、安全ベルト又は安全ベルトを装着するためのアンカーポイントや取り付け具）又は乗員用設備のないベンチタイプの座席を有すること。そのような座席は、通常、後部フロア（バンタイプ車）や分けされたスペース（ピックアップ車）全体を貨物輸送のために使用できるよう、折り畳まれているか又は折り畳むことができる。
- (b) 運転手と乗員用の分けされた座席並びにサイドパネル及びあおりのある分けされたオープンスペースを有する（ピックアップ車）こと。
- (c) 2枚のサイドパネルに沿った後部の窓がないこと。サイドパネル又は後部に、貨物の積み降ろしのための窓なしのスライディング式ドア、スウィングアウト式ドア又は跳ね上げ式ドアを有する（バンタイプ車）こと。
- (d) 運転席及び助手席用の区画と乗員と貨物の両者の輸送用である後部区画の間に、常設パネル若しくは仕切りがあること。
- (e) 自動車内全体に乗員用に施された内部装備（例えば、フロアカーペット、換気装置、室内灯、灰皿）を有しないこと。

この項には、次の物品を含む。

- (1) ダンプカー：掘削した土壌その他の資材を輸送するために設計され、傾斜式の車台又は底が開放式の車台を有する堅牢な車両である。この車両はシャシが固定式又は連節式で一般的に不整地走行用の車輪を有し、軟弱な地面の上で作業することができる。このグループに属するダンプカーはその重量を問わない。軽量のダンプカーは時には、前後兼用の座席、向かい合った二つの座席又は二つのハンドルを有し、運転手が荷卸しする車台を見ながら操作できる車両であるという特徴を有するものがある。

- (2) シャトルカー：これは鉱山で石炭又は鉱石を採鉱機からベルトコンベヤに運搬するのに使用する。これらはタイヤを装備し、ピストン式内燃機関又は電動機を有しており、重量があり、重心の低い車両である。また、車両の床を形成するコンベヤベルトにより自動的に荷卸しができる。
- (3) 自動積込み式貨物自動車：ウインチ、昇降装置等を備えているが、本来輸送を目的として設計したものである。
- (4) 道路及び線路を走行する車両：これは特に、道路及びレールの両方を走行できるように設計したものである。この車両においては、道路用車輪は鉄道線路に接し、道路走行用車両とするときは、ジャッキを使用して起こすことができるボギー台車型の装置を前後に取り付けてある。

原動機及び運転台を有する自動車シャシもこの項に属する。

*

* *

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港等で長尺の貨物又はコンテナの荷扱いに使用するストラドルキャリアー (84. 26)
- (b) 鉱山用のローダートランスポート (84. 29)
- (c) 貨物の輸送用に設計したモーターサイクル、モータースクーター及び原動機付きの自転車（運搬用モーターサイクル、三輪車等）で、この項の三輪車両の特徴を有しないもの (87. 11)

*

* *

号の解説

8704. 10

このダンプカーは、一般に、その他の貨物自動車（特に、傾斜式のもの）とは、次のような特徴により区別することができる。

- －ダンプカーの車体は、非常に強力な鋼板でできており、その前部は運転台を保護するためにその上部まで伸びている。床の全部又は一部が後部の方に向けて上方に傾斜している。
- －運転台の幅が車体の半分しかない場合もある。
- －車軸の懸架装置がない。
- －制動能力が大きい。
- －運転速度及び運転範囲に限界がある。
- －特別な土木用タイヤを有している。
- －堅牢な構造をしているので車重／積載重量比が 1 : 1.6 以下である。
- －材料が固着又は氷結しないように、排気ガスで車体を加熱するものもある。

ただし、ある種のダンプカーは、鉱山又はトンネルの中で作業するために、例えば、底開き式の車体を有するもののように、特別に設計していることに注意しなければならない。これらは、上記の特徴のいくつかを有しているが、運転室又は車体の先端部分を保護する伸長部を有していない。

8704. 21、8704. 22、8704. 23、8704. 31 及び 8704. 32

車両総重量は、車両の最大設計重量として車両メーカーが公表した重量である。この重量は、車両の自重、最大積載貨物量、運転手及び満載燃料の重量を合計したものである。

87.05 特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）

8705. 10ークレーン車

8705. 20ーせん孔デリック車

8705. 30ー消防車

8705. 40ーコンクリートミキサー車

8705. 90ーその他のもの

この項には、輸送以外のある種の機能を果たすための各種の装置を取り付けた車両であって、そのために特に設計し又は適合するようにしたもの、すなわち、本来人員又は貨物を輸送するためには作ってない車両を含む。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 持ち上げ装置（例えば、非旋回式クレーン、支脚、プーリー又はウインチ）を備えたシャシ（床を有するか有しないかを問わない。）から成る原動機付きの救難車で、故障車を持ち上げ又はけん引するように設計したもの
- (2) モーターポンプ車：通常は自動車のエンジンにより駆動するポンプを取り付けたもの（例えば、消防車）
- (3) 架線、街灯等を補修するためのはしご又は昇降台を有する車両及び映画撮影用又はテレビジョン撮影用の調節式アーム及び台を有する車両（「ドリー」ともいう。）
- (4) 道路、下水、空港の滑走路等の掃除用車両（例えば、清掃車、散水車、散水清掃車及び浄化槽用清掃車）
- (5) 装置を内蔵した除雪車及び噴射式除雪車：この車両は、除雪専用に製造したもので、通常はタービン、回転羽根等を備えており、車両自体の原動機又は別の原動機により駆動される。交換式の除雪機器は、提示の際に車両に取り付けてあるかないかを問わず、すべてこの項には属しない（84. 30）。
- (6) 各種の散布用の車両：タール又は碎石の散布用、農業用等のもの（加熱装置を有するか有しないかを問わない。）
- (7) クレーン車：これは貨物の輸送用のものではなく、運転室及び旋回クレーンを恒久的に搭載した自動車のシャシから成るものである。ただし、自動積込装置を有する貨物自動車は属しない。（87. 04）
- (8) せん孔デリック車：デリック起重機、ウインチ及びせん孔用等のその他の機器を取り付けた車両

- (9) 積重ね機構を有する車両：上下方向に移動する昇降台を有し、昇降台は通常、車両の原動機により駆動する。ただし、この項には、ウインチ、昇降装置等を備えた自動積込車で、本来は貨物輸送用のものを含まない (87.04)。
- (10) コンクリートミキサー車：運転台及び自動車のシャシから成り、その上にコンクリートミキサーを恒久的に装備したもので、コンクリートの製造及び輸送の両方を行うことができるもの
- (11) 移動発電車：車両の原動機又は別の原動機により駆動する発電機を取り付けた車両
- (12) レントゲン車 (例えば、検査室、暗室及び完全な放射線装置を有するもの)
- (13) 移動診療車 (医療用)：手術室、麻酔装置その他の医療用設備を有する車両
- (14) 照明車：車両にサーチライトを取り付けたもので、通常は自動車の原動機により駆動する発電機によって電流を供給するもの
- (15) 戸外放送車
- (16) 電信、無線電信又は無線電話の送受信車及びレーダー車
- (17) 競馬場で賭の勝負の自動計算をするための計算機を取り付けた車両 (tote vans)
- (18) 移動試験車 (例えば、農業用機械の性能を検査する。)
- (19) 車両のけん引力を測定するための記録装置を取り付けた検定車
- (20) 十分な設備 (捏和機、オーブン等) を整えた移動パン製造車及び野外炊飯車
- (21) 各種の機械、工具及び溶接機等を装備している工作車
- (22) 移動銀行、巡回図書館及び商品展示用の移動ショールーム車

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 自走式ロードローラー (84.29)
- (b) 農業用ローラー (84.32)
- (c) 小型の歩行操縦式機器で補助原動機付きのもの (例えば、公園、庭園等の清掃機及び道路に線を引くために使用する機器) (84.79)
- (d) 移動住宅車 (87.03)

作業機械を装備した自動車用シャシ及び貨物自動車持上げ用又は荷扱い用の機械、地ならし用、掘削用又はせん孔用の機械等を装備した車両が、この項に属するためには、少なくとも機械的特徴 (走行用原動機、変速用のギヤボックス及び制御装置並びにかじ取り用又は制動用の装置) を備えていることにより、実際に、本質的に完成した自動車用シャシ又は貨物自動車となったものでなければならないことに注意しなければならない。

他方、自走式機械 (例えば、クレーン及びエキスカベーター) のうち、車輪式又は無限軌道式のシャシに装備した作業機械の運転室内に上記の走行用又は制御用の装置の一以上を設置してある機械は、全体が当該作業機械の駆動用原動機により道路を走行できるかできないかを問わず、例えば、84.26 項、84.29 項又は 84.30 項に属する。

同様に、この項には、シャシと作業機械とが相互に特別に設計され、かつ、一体構造を構成する自走式車輪付き機械 (例えば、自走式の地ならし機) を含まない。この場合において、当該機械は、自動車用シャシに単に搭載しただけのものではなく、他の目的に使用することができない

ようにシャシと完全に一体となっており、上記の自動車の基本的な特徴を備えているものもある。

ただし、自走式の除雪車（噴射式除雪車を含む。）で、除雪装置を内蔵しているものは、常にこの項に属することに注意しなければならない。

*

* *

号の解説

8705.10

87.05 項の解説（7）参照

87.06 原動機付きシャシ（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）

この項には、87.01 項から 87.05 項までの自動車用のシャシのフレーム又は結合したシャシボディの骨組（ユニボディ又はモノコック構造）に、原動機、伝動用又はかじ取り用の装置及び車軸（車輪を有するか有しないかを問わない。）を装備したものを含む。いわば、この項の物品は車体を有しない自動車である。

ただし、この項に属するシャシは、ボンネット（フード）、フロントガラス、泥よけ、歩み板及びダッシュボード（計器を装備してあるかないかを問わない。）を取り付けたものである。シャシはまた、タイヤ、気化器又は蓄電池その他の電気機器を取り付けてあるかないかを問わず、この項に属する。ただし、もしシャシが完成した又は実質的に完全なトラクターその他の車両である場合には、当該シャシはこの項には属しない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 原動機及び運転室を取り付けたシャシ（運転室が完全であるかないかを問わない。例えば、シートのないもの）（87.02 から 87.04 まで）（この類の注 3 参照）
- (b) シャシに原動機を取り付けてないもの（各種の機械的部分品を装備しているかないかを問わない。）（87.08）

87.07 車体（運転室を含むものとし、第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）

8707.10—第 87.03 項の車両用のもの

8707.90—その他のもの

この項には、車体（運転室を含むものとし、87.01 項から 87.05 項までの自動車用のものに限る。）を含む。

この項には、シャシに取り付けるように設計した車体だけでなく、シャシを有しない車両の車体を含む。後者の場合、車体自体がエンジン及び車軸を支持する。この項には、更に、シャシのある種の構成要素が車体に結合される一体構造の車体も含む。

この項には、広範囲の各種の車両（例えば、乗用車、貨物自動車及び特殊自動車）用の車体を含む。これらは、通常、鉄鋼製、軽合金製、木製又はプラスチック製のものである。

これらは完備してあってもよい（例えば、ダッシュボード、ブーツ、シート、クッション、マット、荷物棚及び電気機器等の全ての取付具及び附属品を取り付けたもの）。

未完成の車体もまたこの項に属する。例えば、ウインドスクリーン又はドアのような部分品を取り付けてないもの及び調度品又はペンキ塗装が不完全なもの

運転室（例えば、貨物自動車用又はトラクター用）も、この項に属する。

87.08 部分品及び附属品（第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。）

8708.10—バンパー及びその部分品

—車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品

8708.21—シートベルト

8708.29—その他のもの

8708.30—ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品

8708.40—ギヤボックス及びその部分品

8708.50—駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品

8708.70—車輪並びにその部分品及び附属品

8708.80—懸架装置及びそれらの部分品（ショックアブソーバーを含む。）

—その他の部分品及び附属品

8708.91—ラジエーター及びその部分品

8708.92—消音装置（マフラー）及び排気管並びにこれらの部分品

8708.93—クラッチ及びその部分品

8708.94—ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品

8708.95—安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品

8708.99—その他のもの

この項には、87.01 項から 87.05 項までの自動車用の部分品及び附属品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

(1) 上記の車両に専ら又は主として使用するものであること。

(2) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品及び附属品には、次のような物品を含む。

(A) 組み立てたシャシのフレーム（車輪を取り付けてあるかないかを問わない。ただし、エンジンを取り付けてないものに限る。）及びその部分品（側部材、支柱、十字材、懸架装置の支持具並びに車体用、エンジン用、歩み板用、蓄電池用又は燃料タンク用等の支持具及びブラケット）

(B) 車体の部分品及び関連した附属品。例えば、次のような物品がある。床板、側面、前部

又は後部のパネル、荷物入れ等、ドア及びその部分品、ボンネット（フード）、枠付きの窓、窓（加熱用抵抗体及び電気接続子を取り付けたもの）、窓枠、歩み板、泥よけ（フェンダー）、ダッシュボード、ラジエーター覆い、ナンバープレートのブラケット、バンパー及びバンパーガード、ステアリングコラムのブラケット、外部荷物入れ、ひさし、車両のエンジンから発生する熱を利用する電気式でない加熱装置及び曇り除去装置、乗員を保護するために自動車に恒久的に取り付けるように設計したシートベルト、床マット（繊維製のものと及び加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製のものを除く。）等。組立品（シャシと車体が一体構造のものを含む。）でまだ未完成の車体としての性格を有しないもの（例えば、ドア、泥よけ、ボンネット又はトランクカバー等を取り付けてないもの）は、この項に属し、87.07 項には属しない。

- (C) クラッチ（円すい状、板状、油圧式、自動式のもの等。ただし、85.05 項の電磁式のクラッチを除く。）、クラッチケーシング、板及びレバー並びに取り付けたライニング
- (D) 各種のギヤボックス（トランスミッション）（機械式、増速駆動装置、ギヤ比をあらかじめ選ぶ変速装置、電気機械式、自動式等）、トルクコンバーター、ギヤボックス（トランスミッション）のケーシング、シャフト（原動機の内部部分品を除く。）、ギヤピニオン、直接駆動式かみ合いクラッチ及びセレクターロッド等
- (E) 駆動軸（差動装置を有するものに限る。）、非駆動軸（前車軸又は後車軸）、差動装置のケーシング、遊星歯車装置、ハブ、スタブアクスル（axle journals）及びスタブアクスルのブラケット
- (F) その他の伝動装置の部分品及び構成部品（例えば、推進軸、ハーフシャフト、歯車、歯車伝動機、滑り軸受、減速歯車装置及び自在継手）。ただし、この項には、エンジンの内部部分品、例えば、84.09 項の連結棒、付き棒及びバルブリフター並びに 84.83 項のクランクシャフト、カムシャフト及びはずみ車を含まない。
- (G) かじ取り装置の部分品（例えば、ステアリングコラムの管、かじ取り用の接続棒及びレバー、前輪連節棒、ケーシング、ラック及びピニオン並びにサーボかじ取り機構）
- (H) ブレーキ装置（シュー、セグメント、ディスク等）及びその部分品（板、ドラム、シリンドラー、取り付けられたライニング、液圧式ブレーキ用の油タンク等）、サーボブレーキ及びその部分品
- (I) 懸架装置用ショックアブソーバー（摩擦式、液圧式等）その他の懸架装置用部分品（ばねを除く。）及びねじり棒
- (K) 車輪（鉄鋼製の円盤状のもの、スポーク型のもの等。タイヤを取り付けてあるかないかを問わない。）、無限軌道車用の無限軌道及び車輪のセット、リム、ディスク、ハブキャップ並びにスポーク
- (L) 制御装置（例えば、ハンドル、ステアリングコラム、ステアリングボックス及びハンドルの軸）、チェンジレバー、ハンドブレーキレバー、アクセルペダル、ブレーキペダル、クラッチペダル、ブレーキ用のコネクティングロッド及びクラッチ
- (M) ラジエーター、消音器（マフラー）、排気管、燃料タンク等
- (N) フレキシブルなアウターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチ

ケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブル。これらは、特定の長さに切断されており、端に取付具を装備している。

- (O) インフレーターシステムを有する各種の安全エアバッグ（例えば、運転手側のエアバッグ、助手席側のエアバッグ、側面からの衝撃に対する乗員の保護のためにドアパネル内に装填されたエアバッグ、乗員の頭部に対する特別な保護のために車両の天井部分に装填されたエアバッグ）及びその部分品。インフレーターシステムは、エアバッグの中に噴出するガスを膨張させるための容器入りの発火剤と点火装置を含む。この項には、インフレーターシステムの部分品とは認められない遠隔探査装置、電子制御装置を含まない。

この項には、84.12 項の液圧式又は空気圧式のシリンダーを含まない。

87.09 自走式作業トラック（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品

－車両

8709.11－電気式のもの

8709.19－その他のもの

8709.90－部分品

この項には、自走式の車両（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において各種の貨物（物品又はコンテナ）の短距離の運搬に使用する種類のもの及び鉄道の駅のプラットホームにおいて小型トレーラーのけん引に使用する種類のものに限る。）を含む。

この種の車両には、各種の型式及び大きさの車両がある。これらは、蓄電池から電流が供給される電動機又はピストン式内燃機関その他の原動機のいずれかによって駆動される。

この項の車両に共通する主要な特徴は、おおよそ次のとおりであり、これらにより一般に 87.01 項、87.03 項又は 87.04 項の車両と区別することができる。

- (1) これらは、その構造及び一般にその特徴的な装備のため、道路その他の公道における旅客の輸送又は貨物の輸送に適しないようになっている。
- (2) 荷物を積んだときのこれらの最高速度は、一般に時速 30 キロメートルから 35 キロメートル以下である。
- (3) 旋回半径は、ほぼ車両の長さに等しい。

この項の車両は、通常、閉じた運転室を有しない。運転者用の設備としては、車両を操縦するために運転者がその上に立つ運転台しか有しないことが多い。ある型式のものは、運転席の上に保護用フレーム、金属製の遮へい等を装備することもある。

この項の車両には、歩行操縦式のものもある。

作業トラックは、例えば、貨物をその上に積載するための荷台又はコンテナを取り付けた貨物

運搬用の自走式トラックである。

通常、鉄道の駅において使用する種類の小型のタンクトラック（補助ポンプを取り付けてあるかないかを問わない。）もこの項に属する。

鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターは、本来、他の車両（例えば、小型トレーラー）をけん引し又は押すものとして設計したものである。これらはそれ自身貨物を運搬するものではなく、一般に 87.01 項のトラクターに比べて軽量で、かつ、馬力も小さい。この種のトラクターは、波止場、倉庫等においても使用する。

部 分 品

この項には、この項に属する車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) この項の車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によってこの項から除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品には、次の物品を含む。

- (1) シヤシ
- (2) 車体、架台、着脱式側板及び傾斜式車体
- (3) 車輪（タイヤを取り付けてあるかないかを問わない。）
- (4) クラッチ
- (5) ギヤボックス（トランスミッション）及び差動装置
- (6) 車軸
- (7) ハンドル及びかじ取り棒
- (8) 制動装置及びその部分品
- (9) フレキシブルなアウターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これに類するケーブル。これらは、特定の長さに切断されており、端に取付具を装備している。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック（84.26）
- (b) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック（84.27）
- (c) ダンプカー（87.04）

87.10 戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品

この項には、戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品を含む。

戦車は、無限軌道式の装甲車両であり、通常旋回砲塔に組み込まれた各種の武器（銃、機関銃、火炎放射器等）によって武装してある。これらは、車両の動きに関係なく目標物のねらいを保持するため、特殊なジャイロスコープ式の安定装置を装備していることがある。また、これらには「フレール」（戦車の前面のアームにより支持してある回転ドラムで、鋼球付きの鎖を取り付けたもの）又は戦車の前面に取り付ける多数の重いローラーのような対地雷装置を装備しているものもある。

この項には、水陸両用戦車も含む。

装甲車は、戦車より快速、かつ、軽量であるが、戦車ほどの重い装甲を施すことも、また、重火器を装備することもできない。時には、部分的に装甲してあるだけのものもある。装甲車は主として、治安又は戦闘地域における偵察若しくは輸送に使用する。ある種の装甲車は無限軌道式であるが、大部分のものは車輪式である。これらには水陸両用のものもある（例えば、無限軌道式の上陸用装甲車）。

この項には、また、次の物品も含む。

- (A) 戦闘用車両の修理用クレーンを取り付けた戦車
- (B) 装甲した補給用車両（通常、無限軌道式であるが、武装するように設計してあるかないかを問わない。）：これは戦場において燃料、弾薬等の輸送に使用する。
- (C) 前線の戦闘車両又は大砲に弾薬を補給する遠隔制御式の小型戦車
- (D) 特殊な破壊装置を恒久的に取り付けてある装甲車両
- (E) 装甲乗用自動車

この項には、通常の様式の乗用車及び貨物自動車に軽度の装甲又は取外し可能な補助的な装甲をしたものを含まない（87.02 から 87.05 まで）。

自走砲は、93.01 項に属する。これは停止して発射するように設計してあり、発射範囲が限られているのが特徴である。

部 分 品

この項には、上記の車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 上記の車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品には、次の部分品を含む。

- (1) 装甲車の車体及びその部分品（砲塔、装甲したドア及びボンネット等）
- (2) 戦車用に特に制作した無限軌道
- (3) 装甲車用の特殊車輪
- (4) 戦車の無限軌道用の推進用車輪
- (5) この項の車両の部分品として認められる程度まで加工した装甲板
- (6) フレキシブルなアウターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これに類するケーブル。これらは、特定の長さに切断されており、端に取付具を装備している。

**87.11 モーターサイクル(モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。)、
補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー**

8711.10—シリンダー容積が 50 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの

8711.20—シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの

8711.30—シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの

8711.40—シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超え 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの

8711.50—シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの

8711.60—駆動原動機として電動機を有するもの

8711.90—その他のもの

この項には、本来、人員を輸送するために設計した二輪自動車のグループを含む。また、この項には、通常のモーターサイクルのほか、小さな径の車輪及び車両の前部と後部とを連結する水平な踏台に特徴があるモータースクーター、組込み式内燃機関及びペダル装置の両者を備えたモペット並びに補助原動機を装備した自転車を含む。

この項には、また、低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するための 1 人乗り二輪電気駆動式輸送装置を含む。ジャイロスコープセンサーと複数のマイクロプロセッサから成るシステムが非直列型の車輪で装置と乗り手のバランスをそれぞれに維持し、これらの技術によって乗り手がまっすぐに立っていることができる。

この項のモーターサイクルで、一以上の電動機で駆動するものは、「電動モーターサイクル」として知られる。これらのモーターサイクルは、電動機に動力を供給する蓄電池を内蔵している。これらのプラグインタイプのモーターサイクルの蓄電池は、電源コンセントやチャージングステーション（充電設備）に接続することで充電することができる。

モーターサイクルには、風雨から運転者を守るための装置を備えたもの及びサイドカーを取り付けたものもある。

三輪自動車（例えば、運搬用三輪車タイプのもの）は、87.03 項又は 87.04 項の乗用自動車の特徴を有しない限り、この項に属する。（87.03 項及び 87.04 項の解説参照）。

この項には、各種のサイドカー、すなわち、人員又は貨物を運搬するために設計した車両で単独では使用することのできないものを含む。サイドカーは片側に 1 個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えている。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 自動車型のかじ取り機構（例えば、アッカーマン原理に基づくもの）を有する人員の輸送用のチューブ製シャシの4輪自動車（87.03）
- (b) 自転車又はモーターサイクルに取り付けるように設計したトレーラー（87.16）

87.12 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）

この項には、原動機を有しない自転車、すなわち、一以上の車輪を取り付けてあるペダル式の車両（例えば、自転車（幼児用のものを含む。）、三輪自転車及び四輪自転車）を含む。

この項には、通常の自転車のほかに次のような各種の特殊な型式の物品を含む。

- (1) 配達用三輪自転車：通常、2個の先導車輪の上に作られた容器（断熱してあることがある。）を連結した連節式の形状をなしている。
- (2) 縦型二人乗り自転車
- (3) 曲芸用に特に設計した一輪車（ユニサイクル）及び二輪自転車で、その特徴は、軽さ、固定式車輪等である。
- (4) 身体障害者用に特に設計した二輪自転車（例えば、片足でペダルを踏むことができるような特殊な附属装置付きのもの）
- (5) 後車輪のハブに補助車輪を取り付けてある二輪自転車
- (6) 競争用自転車
- (7) 数個の座席と数組のペダルを有している軽量構造の四輪式自転車
- (8) 幼児、若者及び大人が乗るために設計されているペダルを漕いで進む自転車に似たスクーター（自転車式の高さが調整できるステアリングコラム及びハンドルバー、中空の車輪、フレーム及びハンドブレーキを有し、チェーンと歯車のシステムが取り付けられたシングルペダルが装備されている。）

この項の自転車には、サイドカーを取り付けてあるものも含む。ただし、単独で提示するサイドカーはこの項には属しない（87.11）。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 補助原動機付きの自転車（87.11）
- (b) 幼児用自転車（幼児用二輪車以外のものに限る。）（95.03）
- (c) 興行用設備のみに適する特殊自転車（95.08）

87.13 身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）

8713.10－機械式駆動機構を有しないもの

8713.90－その他のもの

この項には、機械式駆動機構を有するか有しないかを問わず、身体障害者、病人、麻痺した者、

不具者等を運搬するために特に設計した車椅子を含む。

機械式駆動機構を有する車両は、通常、軽原動機によって駆動するか又はレバー若しくは取手作動機構によって手で駆動する。その他の身体障害者用車両は、手で押すか又は直接手で車輪を回して駆動する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 身体障害者用又は病人用に単に改装した通常の車両（例えば、手動式のクラッチ、アクセル等を有する自動車（87.03）、特殊な附属装置を取り付けてあり、片足でペダルを踏むようになっている二輪自転車（87.12）
- (b) 担架車（94.02）

87.14 部分品及び附属品（第 87.11 項から第 87.13 項までの車両のものに限る。）

8714.10—モーターサイクル（モペットを含む。）のもの

8714.20—身体障害者用又は病人用の車両のもの

—その他のもの

8714.91—フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品

8714.92—リム及びスポーク

8714.93—ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール

8714.94—ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品

8714.95—サドル

8714.96—ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品

8714.99—その他のもの

この項には、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車、サイドカー、原動機を有しない自転車又は身体障害者用若しくは病人用の車両に使用する部分品及び附属品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 上記の車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（総説参照）。

この項の部分品及び附属品には、次のような物品を含む。

- (1) 運搬用三輪自動車、サイドカー又は身体障害者用若しくは病人用の車両の車体及びその部分品（フード、扉、床等）
- (2) シヤシ及びフレーム並びにそれらの部分品
- (3) モーターサイクル用の歯車伝動機、ギヤボックス、クラッチその他の伝動装置及びそれらの部分品
- (4) 車輪及びそれらの部分品（ハブ、リム、スポーク等）
- (5) フリーホイール
- (6) 自転車の変速装置その他の歯車機構及びその部分品

- (7) クランク装置及びその部分品（クランク車、クランク、軸等）、ペダル及びその部分品（軸等）及びトクリップ
- (8) キックstarter、レバーその他の操縦装置
- (9) 各種のブレーキ（片持ちレバーブレーキ、キャリパーブレーキ、ドラムブレーキ、ハブブレーキ、ディスクブレーキ、コースターブレーキ、ハブ等）及びその部分品（レバー、ブロック支えレバー、ハブブレーキ用のドラム及びシュー、片持ちレバーブレーキ用の枠）
- (10) ハンドル、ハンドルの軸及びハンドルの握り（コルク製、プラスチック製等）
- (11) サドル、サドルの支柱及びサドルカバー
- (12) 前ホーク（伸縮式ホークを含む。）及びその部分品（ホーククラウン及びブレード等）
- (13) 自転車の車体用の管及び接続部品
- (14) 液圧式ショックアブソーバー及びその部分品
- (15) 泥よけ及びその支持具（泥よけ支え、締付け棒等）
- (16) 反射鏡（取り付けたもの）
- (17) 衣類覆い（56.08 項の網を除く。）、電動チェーンのカバー、足かけ及び脚カバー
- (18) モーターサイクル用のスタンド
- (19) スクーター用のカウル及びスペアタイヤのカバー
- (20) 消音器（マフラー）及びその部分品
- (21) 燃料タンク
- (22) フロントガラス
- (23) 荷物台、ランプ受け及び水筒受け
- (24) 駆動用レバー及びクランクハンドル、背もたれ及び背もたれのステアリングコラム、足かけ、脚支え、ひじ掛け等（身体障害者用又は病人用の車両のもの）
- (25) フレキシブルなアウターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成るクラッチケーブル、ブレーキケーブル、アクセルケーブルその他これらに類するケーブル。これらは、特定の長さに切断されており、端に取付具を装備している。

87.15 乳母車及びその部分品

この項には、次の物品を含む。

- (I) 乳母車：二以上の車輪を取り付けてあり、通常、手押し式である（腰掛け型、箱型、折畳み式腰掛型等）。折畳み式であるかないかを問わない。
 - (II) 上記の車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品。
 - (i) この項の乳母車に専ら又は主として使用するものであること。
 - (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（解説参照）。
- この項の部分品には、次の物品を含む。
- (1) シヤシに取り付ける車体（乳母車用の着脱式箱型車体であって、ゆりかごとしても利用されるものを含む。）

- (2) シャシ及びその部分品
- (3) 車輪（タイヤを取り付けてあるかないかを問わない。）及びその部分品

87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品

- 8716.10—トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）
- 8716.20—農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）
 - 貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー
- 8716.31—タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー
- 8716.39—その他のもの
- 8716.40—その他のトレーラー及びセミトレーラー
- 8716.80—その他の車両
- 8716.90—部分品

この項には、一以上の車輪を有し、貨物又は人員の輸送用に製作した機械式駆動機構を有しない車両のグループ（前項の車両を除く。）を含む。また、この項には、車輪を有しない非機械式の車両（例えば、そり及び木製の軌道上を走る特殊なそり）を含む。

この項の車両は、他の車両（トラクター、貨物自動車、モーターサイクル、自転車等）によりけん引するか、人手により押したり引いたりするか、足により押し進めるか又は動物によって引くように設計してある。

この項には、次の物品を含む。

(A) トレーラー及びセミトレーラー

この項においてトレーラー及びセミトレーラーとは、特殊な連結装置（自動式であるかないかを問わない。）によって専ら他の車両に連結するように設計した車両（サイドカーを除く。）をいう。

このグループに属するトレーラー及びセミトレーラーで最も重要な型式のものは、自動車とともに使用するように設計したものである。トレーラーは、通常、2組以上の車輪とトレーラーのかじ取り用の旋回式前輪に取り付けた連結装置とを有する。セミトレーラーは、後車輪のみを有し、その前端部はけん引車の荷台の上に載せられて特殊な連結装置により結合される。

以下の解説において、「トレーラー」には、「セミトレーラー」を含む。

この項に属するトレーラーには、次のものを含む。

- (1) 住居用又はキャンプ用のキャラバン型トレーラー（旅行用トレーラー）
- (2) 自動積込装置を備え、かいは、とうもろこしの茎等を刻むための附属装置も取り付けられる自動積込み式農業用トレーラー

なお、この項には、牧草、とうもろこし等を刈り、刻み、運搬する収穫装置を恒久的に

取り付けた自動積込トレーラーを含まない (84. 33)。

- (3) 種々の物品 (かいば、肥料等) を運搬する自動荷卸し式のトレーラーで荷卸し用の可動床を有するもの。これは、種々の附属装置 (肥料粉碎機、かいば細断機等) を取り付け、堆肥、かいば、根等の散布機として使用することができるようになっている。
- (4) その他のトレーラーで、貨物運搬用のもの
- (a) タンクトレーラー (ポンプを取り付けてあるかないかを問わない。)
 - (b) 農業用、土木事業用等のトレーラー (傾動式であるかないかを問わない。)
 - (c) 腐敗しやすい貨物の輸送用の冷蔵式、冷凍式又は断熱式のトレーラー
 - (d) 引越し用のトレーラー
 - (e) 家畜、自動車、自転車等の輸送用の一段式又は二段式のトレーラー
 - (f) ある種の貨物専用の輸送トレーラー (例えば、ガラス板用)
 - (g) 道路及び軌道を走行する (intermodal) トレーラー (ガイドレール付きの特殊な鉄道用貨車に乗せて輸送することができるように設計してあるが、主として道路用トレーラーとして使用するもの)
 - (h) 鉄道用貨車の道路上での輸送用のレール付きトレーラー
 - (i) 重量物 (戦車、クレーン、ブルドーザー、トランスフォーマー等) の輸送用の積込み用傾斜板付きの低床式のトレーラー
 - (k) 二輪式又は四輪式の独立した木材運搬台車
 - (l) 材木運搬用のログトレーラー
 - (m) 自転車又はモーターサイクルによりけん引する小型トレーラー
- (5) その他のトレーラー
- (a) 人員の輸送用に特に設計した自動車用トレーラー
 - (b) 興行用のキャラバン (95. 08 項のものを除く。)
 - (c) 展示車用トレーラー
 - (d) 移動図書館用トレーラー
- (B) 手動又は足によって進む車両
- このグループには、次の物品を含む。
- (1) 特殊な産業用の車両を含む各種の荷車 (紡織用、窯業用、酪農用等)
 - (2) ねこ車、荷車、ホッパー車及び傾動車
 - (3) 鉄道の駅において使用する種類のフードカート及び移動式ビュッフェ (94. 03 項に属する種類のものを除く。)
 - (4) 手押車 (例えば、ゴミ廃棄用)
 - (5) 人力車
 - (6) アイスクリーム販売に使用する断熱した小さな手押車
 - (7) 行商人用の各種の手押車。これらの軽量の車には時として空気タイヤを取り付けてある。
 - (8) 山岳地域で木材の運搬に使用するそり (手で引張るもの)
 - (9) 乗り手が地面を覆う雪の上を足で直接押して進む、亜寒帯で人員の輸送用に特に設計されたキックスレッド

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ごみ箱及び移動式ごみ箱（戸外用のものを含む。）（例えば 39.24 又は 73.23）
 - (b) 一般に 3 輪又は 4 輪の車輪（これらの一部又は全部は旋回する）の上に取り付けられた金属管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキから成る、walker-rollators として知られている歩行補助道具(90.21)
 - (c) 商店において使用する種類のかご細工製又は金属製等の小型の車輪付きコンテナ（例えば、車輪付きバスケット）でシャシを有しないもの（構成する材料により該当する項に属する。）
- (C) 動物によってけん引する車両

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 儀式用馬車、四輪馬車、二輪馬車及び幌馬車
- (2) 霊柩車
- (3) 一人乗り一頭立て二輪馬車
- (4) 公園、広場等において使用するろ馬や子馬が引張る子供用の馬車
- (5) 各種の配達用の車両及び引越し用の荷車
- (6) 各種の荷車（傾動式荷車を含む。）
- (7) 馬そり

機械等を装備した車両

車両に機器を恒久的に取り付けたものについては、全体の重要な特性に基づきその所属を決定する。従って、この項には、車両それ自体に重要な特性があるものを含む。一方、取り付けられた機器にその重要な特性があるものは、この項には属しない。

上記により、以下のことが導き出される。

- (I) タンクが取り付けられた貨物自動車、荷車又はトレーラーは、注入用又は排出用の補助ポンプを取り付けてあるかないかを問わず、この項に属する。
- (II) 例えば、下記の物品は、この項には属しないで、機器に関連する項に属する。
 - (a) 84.24 項の手押車式、動物けん引車式又はトレーラー式の噴射用機器
 - (b) けん引するように設計した簡単な車輪付きシャシに取り付けた機器（例えば、移動式のポンプ及び圧縮機（84.13 又は 84.14）並びに移動式のクレーン及びはしご（84.26 又は 84.28））
 - (c) けん引されるコンクリートミキサー（84.74）

部分品

この項には、上記の車両の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。

- (i) 当該車両に専ら又は主として使用するものであること。
- (ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（解説参照）。

この項の部分品には、次の物品を含む。

- (1) シャシ及びその構成部分品（フレームの横材、縦材等）

- (2) 車軸
- (3) 車体及びその部分品
- (4) 木製又は鉄鋼製の車輪及びその部分品（タイヤを取り付けたものを含む。）
- (5) 連結装置
- (6) 制動装置及びその部分品
- (7) 軸、かじ棒その他これらに類する部分品

*

* *

トボガン、ボブスレー等の冬季運動用具は、この項に属しない（95.06）。